

# 平成30年度「市・県民税」

# 申告相談

## 申告日程(北秋田市)

# 2月5日～3月15日

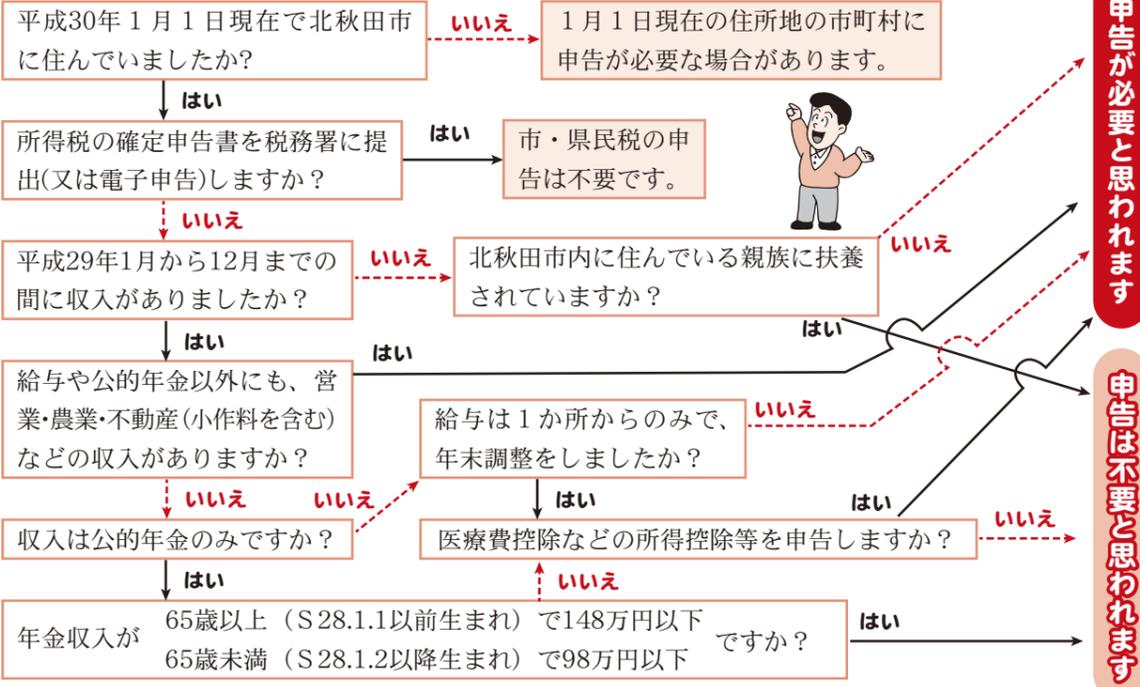
◎申告に関するご相談、お問い合わせ  
税務課市税係 ☎62・1116



「平成30年度市・県民税申告」は、平成29年中の収入や控除について申告していただくものです。  
地区ごとに申告日が指定されていますので、日程表を確認  
のうえ、指定の会場で申告してください。  
なお、申告をしなければならない方が未申告の場合、各種  
届け出や申請に必要な証明書の交付が  
受けられません。また、国民健康保険税、  
介護保険料の算定や国民年金・福祉・  
保育等の各種判定において不利益が生  
じる場合がありますので、申告が必要  
な方は必ず申告をしてください。

## ◎ 申告確認チェックシート ◎

スタート↓ココから始まります



※国民健康保険税の申告 チェックシートにより申告が不要となった方でも、国民健康保険に加入している場合は申告が必要です。(4月15日まで)

### ■申告しなければならない方

- 平成30年1月1日現在、北秋田市にお住まいで、次のいずれかに該当する方
- ① 営業、農業、その他の事業や不動産業を営んでいる方
- ② 小作料、配当、譲渡、一時所得などがあつた方
- ③ 給与所得者で次に該当する方

▽2か所以上の事業所から給与を受けた方で年末調整を行っていない方や年度途中に退職した方

▽医療費控除、寄付金控除、住宅ローン控除などを受ける方

※初めて住宅ローン控除を受ける方で、市では受付できない内容の場合は大館税務署へご案内する場合があります。

④ 公的年金受給者で次に該当する方

▽生命保険料・地震保険料控除、医療費控除、扶養控除などを受けようとする方

○詳しくは次ページのチェックシートをご覧ください。

### ■申告する必要のない方

- ① 税務署に所得税の確定申告書を提出される方
- ② 給与所得以外に所得がなく、職場で年末調整を済ませている方
- ③ 市内に居住している親族の扶養親族になっている方

### ④ 公的年金等以外の収入が無い方で、各種所得控除の適用を受けない方

平成29年中に所得が無かった方や障害者年金、遺族年金などの非課税所得のみの方でも、国民健康保険税等の軽減判定や所得証明書などの税に関する証明書の交付を受けるためには申告が必要です。

### ■市役所等で発行している申告に必要な書類

○社会保険料の納付額確認書  
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付を口座振替されている方で、平成29年中の保険料納付額確認書が必要な方には、本庁及び各総合窓口センターで無料交付しています。  
※交付申請には本人確認資料が必要です。

### ○障害者控除対象者認定書

※平成29年中に新たに寝たきり等の状態になり、かつ障害者手帳等の交付を受けていない方を障害者控除に適用する場合は、医師の診断による証明書又は福祉課地域障がい福祉係から障害者控除対象者認定書の交付を受け、申告会場等にお持ちください。  
※寝たきり等の状態：常に就床を要し、複雑な介護を要する人

### ■税務課からのお願い

申告会場は大変込み合います。申告相談を円滑に行うため、次のことにご協力ください。

### ▼市で受付できない申告があります

「青色申告」、「消費税」、「相続税」「贈与税」、「平成28年以前の所得税の確定申告」については、直接税務署に申告してください。  
▼あらかじめ書類の分類及び集計を  
「営業・農業・不動産収入のある方」  
収支内訳書を作成していただくか、あらかじめ収入・経費の科目ごとに領収書等を分類し、集計してください。  
【医療費控除の申告を行う方】  
支払先の医療機関ごとに領収書を分類し、集計してください。  
※集計をされていない方は、ご自分で集計後に相談となりますので順番が遅くなる場合があります。

### ▼申告前に書類の確認を

添付書類が不備の場合は、申告相談を受けられない場合がありますので、次ページの「申告前に書類の確認を」を参考に事前の確認をお願いします。  
▼申告相談期間中のお問い合わせ  
申告相談期間中は、担当職員が申告会場に向くため、電話でのお問い合わせに即答できない場合があります。お問い合わせはできるだけ、申告相談期間前をお願いします。

### ■マイナンバーの確認書類が必要です

平成28年分以降の申告書等の提出の際は、マイナンバー(個人番号)の番号確認書類と身元確認書類の提示が必要となります。  
○番号確認書類※いずれか1つ  
マイナンバーカード/通知カード/住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるもの)など

### ○身元確認書類※いずれか1つ

運転免許証/公的医療保険の被保険者証/パスポート/障害者手帳/在留カードなど  
※マイナンバーカードを提示される場合は、身元確認書類は必要ありません。

### ■収入等による譲渡所得がある方

特別控除の適用で譲渡所得が生じない場合でも、国民健康保険税の軽減判定や扶養控除の可否判定は、特別控除前の合計所得金額で行いますので、申告が必要となります。

### ■事業主のみなさまへ

前年中に給与・賞与等の支払いをした事業所は、1月31日までに「給与支払報告書」を、支払を受けた方の居住市町村に提出しなければいけません。早めの提出をお願いします。